

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 一

(人事課) 一

(人事課) 二

## 規則

号外(二) 平成二十六年十月十五日

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十九号の二

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県薬事審議会委員」を「岐阜県薬事審議会委員」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十九号の三

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

る。

第三十条の表業務水道課の部に次のように加える。

岐阜県薬物指定審査会

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十六号の三

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三業務水道課の表に次のように加える。

十 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年条例第五十六号。以下この項中「条例」

1 条例第九条第一項の規定による知事指定薬物の指定  
2 条例第九条第二項の規定による岐阜県薬物指定審査会への諮問

1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務

という。）の施行事務

3 条例第九条第四項の規定による指定の告示及び条例第十条第二項の規定による指定の失効の告示  
4 条例第十四条第一項の規定による緊急時の勧告

第二条 岐阜県事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第三業務水道課の表十の項部長専決事項の欄中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 条例第十三条の規定による製造中止等の命令

附 則

この訓令中第一条の規定は平成二十六年十月十五日から、第二条の規定は平成二十六年十二月一日から施行する。

平成二十六年十月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社